

令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自らの経営力及び技術力の向上を図るため若手の人材に研修を受講させる町内の中小企業者及び大工、左官その他の建設業の後継者育成に取り組む町内の小規模企業者に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 匠工 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類D建設業のうち中分類07職別工事業（設備工事業を除く。）又は中分類08設備工事業のうち町長が認める建設業を営む小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）をいう。
- (3) 匠工後継者等 匠工の家族従業者又は常時使用する従業員のうち、見習の者をいう。

(補助対象事業及び内容)

第3条 補助金の交付対象となる事業（次条及び別表において「補助対象事業」という。）の区分及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者人材育成事業 中小企業者の人材育成を図るため、研修費の一部を支援する事業
- (2) 匠工後継者等研修派遣事業 匠工後継者等を育成するために、研修所に派遣する費用を支援する事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であって、別表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助対象者の欄に定めるものとする。

- (1) 庄内町商工会に加入していること。
- (2) 町内に本店若しくは主たる事業所を有する中小企業者又は匠工であること。
- (3) 町税等（個人の場合は国民健康保険税を含む。）の滞納がない者であること。

(補助対象研修)

第5条 補助金の交付対象となる研修は、次の各号のいずれにも該当する研修で別表に定めるもの（以下「補助対象研修」という。）とする。ただし、町が実施する研修若しくは実施のために町が補助している研修又は次条に規定する補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額が5万円未満の研修を除く。

- (1) 令和7年度に行われる研修であること。
- (2) 令和7年4月1日現在で満15歳から満44歳までの者が受講する研修であること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象研修に要する経費で別表の補助対象経費の欄に定めるとおりとする。この場合において、補助対象者が補助対象研修について国、県その他の団体から当該補助対象経費に係る補助金等の交付を受けるときは、同表に定める補助対象経費の額から、当該補助金等の額を控除するものとする。

2 補助対象経費は、令和7年4月1日以後に係る経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、別表の補助金額の欄に定めるとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付申請）

第8条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 登記履歴事項全部証明書（個人の場合は税務申告書類）の写し
- (2) 研修の内容が分かる書類の写し
- (3) 補助対象経費概算額内訳書（様式第2号）
- (4) 労働者名簿の写し（補助対象研修を受講する者（以下「研修受講者」という。）が経営者又はその後継者（法人の役員等又は家族従業員をいう。）の場合は研修受講者の生年月日が分かる官公署が発行した顔写真付きの書類の写し）
- (5) 研修誓約書（様式第3号）（匠工後継者等研修派遣事業に限る）
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第4条の規定による交付の申請は、研修受講者ごとに行うものとし、一の補助対象者につき年度内に2回を限度とする。

（交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助対象経費の3割以内の減額
- (2) 補助対象研修の研修名、補助対象の研修を実施する機関（第14条において「研修実施機関」という。）、研修会場、研修の内容、研修期間の変更又は研修期間の延長であって研修目的の達成に支障をきたすことのない変更

2 規則第6条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）（次条において「変更交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 規則第6条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、あらかじめ、令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更交付決定通知書により通知するものとする。

(交付決定の通知)

第11条 規則第7条に規定する補助金の交付決定の通知は、令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(状況報告)

第12条 規則第11条に規定する補助事業等状況報告書は、次条に定める補助事業実績報告書の提出をもって代えるものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告書は、令和7年度庄内町中小企業等人材育成補助金実績報告書（様式第8号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とし、令和8年3月31日まで町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象研修を修了したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象経費精算額内訳書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他の支払金額を確認できる書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(複数年度にわたる匠工後継者等研修派遣事業の特例)

第14条 補助対象研修が、令和7年度中に終了しない研修日程は、前条第1号中「補助対象研修を修了したことを証する書類の写し」とあるのは「出席状況証明書（様式第9号）」と読み替えるものとする。

2 前項の場合及び令和6年度中に終了しなかった研修日程の研修をこの要綱に基づき受講する場合における令和7年度の補助対象経費は、令和7年度の研修の開催日数を当該研修の全開催日数で除して得た数に、当該研修のために要する入学のために研修実施機関に対し支払う負担金（別表において「入学金」という。）、補助対象研修の対価として研修実施機関に対して支払う費用（別表において「受講料」という。）及び補助対象研修のために使用する教材の購入のための費用（別表において「教材費」という。）の額をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。この場合において、当該補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者（次条において「補助事業者」という。）が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(調査等)

第16条 町長は、この要綱に定める補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者若しくは研修受講者から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条―第8条関係）

補助対象事業 の 区 分	補助対象者	補助対象研修	補助対象経費	補助金額	添 付 書 類
(1) 中小企 業 者 人 材 育成事業	技術力又は経営 力の向上を図るた めに、経営者が研 修を受講し、又は 役員、家族従業者 若しくは常時使用 する従業員に研修 を受講させる中小 企業者	イ 業務上必要な資格の取得 を目的とした研修 ロ 業務上必要な技術又は知 識の習得を目的とした研修 ハ 経営改善のための専門知 識の習得を目的とした研修 ニ イからハまでに掲げるも ののほか、町長が適当と認 める研修	イ 入学金 ロ 受講料 ハ 教材費（研 修後に研修以 外の目的で使 用できる物品 の購入費用を 除く。）	補助対象経費 の2分の1以内と し、10万円を限 度とする。 （1,000円未満 の端数切捨て）	イ 登記履歴事項全部証明書（個 人の場合は税務申告書類）の写 し ロ 研修内容が分かる書類の写し ハ 補助対象経費概算額内訳書 （様式第2号） ニ 労働者名簿の写し（研修受講 者が経営者又はその後継者（法 人の役員等又は家族従業員をい う。）の場合は研修受講者の生年 月日が分かる官公署が発行した 顔写真付きの書類の写し ホ 研修誓約書（様式第3号）（匠 工後継者等研修派遣事業に限 る） ヘ その他町長が必要と認める書 類
(2) 匠工後 継 者 等 研 修 派 遣 事 業	匠工後継者等 を、技能訓練研修 に派遣する匠工	庄内職業高等専門校実施す る普通訓練		補助対象経費 の合計額とし、 20万円を限度と する。（1,000円 未満の端数切捨 て）	

